

改正

平成26年3月28日訓令第1号

平成29年12月28日訓令第7号

令和2年9月30日訓令第14号

令和7年3月31日訓令第6号

清須市一般競争入札実施要領

清須市一般競争入札試行要領（平成19年清須市訓令第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び清須市契約規則（平成17年清須市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、一般競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 入札の対象となる工事は、設計金額が3,000万円以上の建設工事とする。ただし、市長が、特に認めた場合はこの限りではない。

（入札の公告事項等）

第3条 規則第8条第7号に掲げる必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 一般競争入札参加申請書及び入札参加資格確認に必要な書類の提出方法及び提出場所
- （2） 落札決定方法

（開札）

第4条 市長は、開札をしたときは、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上）で最も入札価格の低い者を落札候補者として決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により落札候補者を決定したときは、入札参加資格の審査を行った後、落札決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

（確認申請書等の提出）

第5条 市長は、開札後、落札候補者に対し確認申請書等の提出を求めるものとする。

- 2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して3日（市の休日（清須市の休日を定める条例（平成17年清須市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同

じ。)を除く。)を経過する日までに確認申請書等を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による提出期限までに確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第6条 市長は、前条第1項の確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしているかどうかの審査を行い、審査の結果、入札参加資格の要件を満たしているときは落札決定をし、当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていないときは落札候補者の決定を取り消し、一般競争入札参加資格不適格通知書により通知するものとする。

- 2 前項の審査は、確認申請書等の提出があった日から起算して3日(市の休日を除く。)を経過する日までに行うものとする。

- 3 第1項の通知を受けた落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して6日(市の休日を除く。)を経過する日までに、その理由について市長に対して、書面により説明を求めることができる。

- 4 入札参加資格要件の審査結果は、一般競争入札参加資格審査結果調書により取りまとめるものとする。

- 5 第4条第1項、前条及び第1項から第3項までの規定は、第1項の規定により、落札候補者の決定を取り消した場合について、準用する。この場合において、第4条第1項中「開札をした」とあるのは「落札候補者の決定を取り消した」と、「最も」とあるのは「当該落札候補者の決定を取り消された者の次に」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日訓令第14号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。